

「律法の原点」

(マタイ5:21～32)

挽地 茂男

2020.3.1 日本基督教団千歳丘教会礼拝

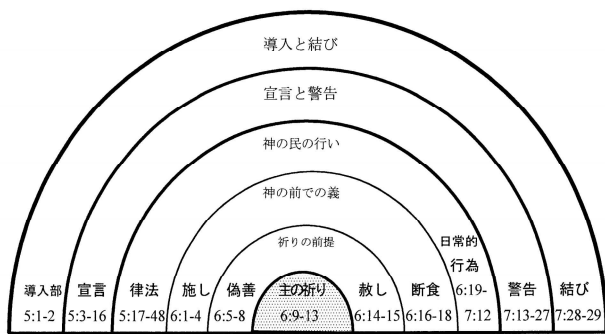
本日は、「山上の説教」の4回目です。今日と次回読む箇所では、律法学者やファリサイ派の人たちの〈義〉に「よりまさる義」（より大きな義）を具体的に示す6つの反対命題が語られます。6つの反対命題は、前半の3つ、後半の3つの、2つの3つ組で配列されており、本日はその前半部の3つの反対命題を読みます(5:21-32)。この反対命題の形式(様式)は、マタイ福音書以外には見いだされない特別な形式(様式)です。6つの反対命題はすべて人間間の諸関係を扱っていて、内容的には、ラビ文献(ユダヤ教教師の書いた文書)にも見いだされる要素がありますが、このような形式はどこにもありません。



ん。つまり反対命題では驚くべき突き合わせ(対比)が行われています。まず主イエスは旧約聖書の律法の言葉を引用しておいて、「しかし、わたしは言っておく」とことわりを入れて、律法の言葉と同レベルで自分の言葉を付け合わせるのです。律法の言葉と主イエスの言葉が対等の位置に置かれて対比されます。いかに高名なラビでも、律法の中で神が語っておられる言葉と自分の意見を戦わせるようなことは決してありません。

内容には入っていく前に、もう一度心にとどめておきたいのは、「山上

(1) 殺すな(怒り)	5:21-26	ルカ12:57-59 マコ11:25
(2) 姦淫するな(色欲)	5:27-30	マコ9:43
(3) 離縁状を渡せ(姦通)	5:31-32	ルカ16:18 マコ10:3-4、11:12
(4) 偽りの誓いを立てるな(言葉の誠実)	5:33-37	M
(5) 目には目を(復讐の放棄)	5:38-42	ルカ6:29-30
(6) 隣人を愛し、敵を憎め(愛敵)	5:43-48	ルカ6:27-28、32-36



図表2 山上の説教の「囲い込み構造」

の説教」の中心に「主の祈り」がある、ということです。語られる教えの要求が厳しければ厳しいほど、祈りは深くなり、祈りが深ければ深いほど、理想は低くならず高くなります。高い理想は、神さまの恵み、神さまの力添えによって追求されます。しかしこの追求が恵みに導かれなければ、理想は単なる達成感と功績に墮落します。祈りと教えは往復運動しながら、恵みの豊かさを確信していきます。

反対命題の形式については、今少しお話しし、先回も申し上げましたが、基本的に3つの段階で構成されます。まず第1段階は、主イエスが旧約聖書(律法)を引用して、律法が何を言っているかを「再確認」します。次いで第2段階では、「しかし、わたしは言うておく」とことわりを入れて、旧約聖書(律法)と対等の位置から、まるで旧約聖書(律法)の言葉に反対するかのような主張によって、律法の根源に

ある、根本的な発想を、つまり神の思いに立ち戻ります(を探り出します)。これを——小難しい言葉で申し訳ありませんが——「**根源化**」と呼んでおきます。そして第3段階では、その根本的な発想を③「**状況に適用**」して実際の行動の実例を提示します。このような〈再確認〉と〈根源化〉と〈状況への適用〉という形式を経て示される主イエスの言葉を——一瞬、旧約聖書(律法)の言葉に反対するかのような印象も与えるので——反対命題と呼びます。

さて第1の反対命題です。最初です。第1命題全体をもう一度読んでおきます。21-26節。「5:21「あなたがたも聞いているとおり、昔の人は『殺すな。人を殺した者は裁きを受ける』と命じられている。(ここが第一段階の律法を「再確認」しているところです。)(そして第2段階「根源化」します。)5:22しかし、わたしは言うておく。





兄弟に腹を立てる者はだれでも裁きを受ける。兄弟に『ばか』と言

う者は、最高法院に引き渡され、『愚か者』と言う者は、火の地獄に投げ込まれる。(そして第3段階「状況に適用」します。) 5:23 だから、あなたが祭壇に供え物を献げようとし、兄弟が自分に反感を持っているのをそこで思い出したなら、5:24 その供え物を祭壇の前に置き、まず行って兄弟と仲直りをし、それから帰って来て、供え物を献げなさい。5:25 あなたを訴える人と一緒に道を行く場合、途中で早く和解しなさい。さもないと、その人はあなたを裁判官に引き渡し、裁判官は下役に引き渡し、あなたは牢に投げ込まれるにちがいない。5:26はっきり言っておく。最後のクアドランスを返すまで、決してそこから出ることはできない。」

パターンの第1段階では律法(旧約聖書)が〈再確認〉されました。「殺すな。人を殺した者は裁きを受ける。」十戒の第六戒です。

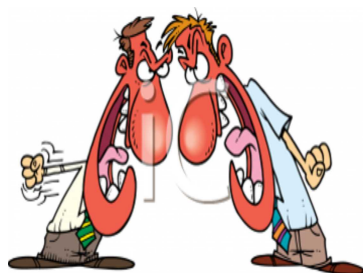
こうして律法を再確認し、次に

第2段階では「しかし、わたしは言っておく」とことわりを入れて、「殺人」を動機のレベルで問い直し〈根源化〉します。「兄弟に腹を立てる者はだれでも裁きを受ける。兄弟に『ばか』と言う者は、最高法院に引き渡され、『愚か者』と言う者は、火の地獄に投げ込まれる」兄弟に対する「怒り」や「侮辱(侮蔑感情)」は殺人に等しいとされます。一般的に刑法では、人に対する「怒り」や「侮辱」が殺人罪に問われることはありません。法のシステムから見れば、主イエスの発言は非常識ですが、主イエスは、殺人の根本にある動機に立ち戻っていくのです。「怒り(憤り)」や「侮蔑感情(侮辱)」は殺人を生みだす。主イエスの言葉は、人間の行為の内面的な動機を扱い、律法(法律)の文言では規制することのできない領域に切り込んでいきます。

今申しましたように、兄弟に対



する「怒り」や「侮蔑」を死罪に値する罪と見なす法律はありません。しかし「祈り」は「怒り」や「侮蔑」の深みに到達します。「祈りの心」がもっている秤は、兄弟に対する「怒り」や「侮蔑」を決して小さなものとはしないのです。



す。主イエスはイスラエルの預言者のように、神の絶対的な意志を

宣言します。この神の意志は、時として、律法の文言の表面を突き抜けて、その究極的な深みに達して、神の思いを明らかにします。

神は、人間が互いに殺し合わないということを望んでおられるだけでなく、人間の間に敵意がないことをも望んでおられるのです。

究極的な神の意志を追跡する、つまり根源化する一方で、時としてその律法の文言の表面上の制限が緩和されたり、否定されることさえあります。祈りによる深い反芻を経て、神の根源的な「思い」にだとりつく時、人はそこに正義の神であると同時に、わたしたちの存在を赦し大きく包む神の存在を確認するのです——十字架はそ

の表れです。神の「大きな存在」神の「大きな心」に出会うとき、人は自分の「存在の貧しさ」「心の貧しさ」を知ります。

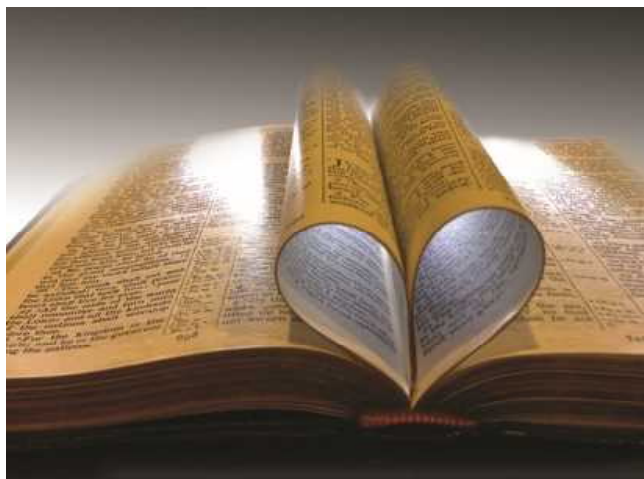
そして第3段階の〈**状況への適用**〉^{モデル}のレベルで、その神の思いを実現する実際的な行動の実例が示されます。23－26節。「あなたが祭壇に供え物を献げようとし、兄弟が自分に反感を持っているのをそこで思い出したなら、5:24 その供え物を祭壇の前に置き、まず行って兄弟と仲直りをし、それから帰って来て、供え物を献げなさい。5:25 あなたを訴える人と一緒に道を行く場合、途中で早く和解しなさい。さもないと、その人はあなたを裁判官に引き渡し、裁判官は下役に引き渡し、あなたは牢に投げ込まれるにちがいない。5:26 はっきり言うておく。最後のクアドランスを返すまで、決してそこから出ることはできない。」律法を根源的にとらえ直した所から出てくる行動の実例^{モデル}です。これを行動パターンとして、つまり新しい律法として行え、と



言っているのではないのです。神の根源的な「思い」にたどり着いた祈りからは、創造的^{クリエイティブ}に行動が生まれてくるのです。そして〈**状況への適用**〉^{モデル}として示されるこれらの実例でさえ、根本的な神の思いに立ち返って読む必要があります。祈りつつ神の思いから物事を考えることが必要です。ですから、いくつかの反対命題では〈**状況への適用**〉が省略されてきます。いかに行動するかを決定するのは「あなた」自身だからです。

第2の反対命題に移る前に、律法の〈根源化〉(神の思いに立ち返って律法をとらえ直すこと)を可能にしている、主イエスの律法(旧約聖書)理解を確認します。2箇所見ておきましょう。まずマタイ福音書22章34-40節。

マタ22:34 **ファリサイ派の人々は、イエスがサドカイ派の人々を**



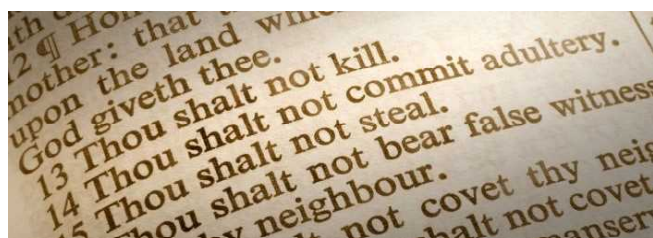
言い込められたと聞いて、一緒に集まった。22:35 そのうちの一人、律法の専門家が、イエスを試そうとして尋ねた。22:36 「先生、律法の中で、どの掟が最も重要でしょうか。」22:37 イエスは言われた。『心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。』22:38 これが最も重要な第一の掟である。22:39 第二も、これと同じように重要である。『隣人を自分のように愛しなさい。』22:40 律法全体と預言者は、この二つの掟に基づいている。」「律法と預言者」という言い方は、旧約聖書を指す、当時の慣用的な表現の仕方です。つまりあの分厚い旧約聖書はこの2つの掟にかかっているのです。「心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くして、神を愛すること」、そして「隣人を自分のように愛すること。」この二つの掟が旧約聖書(律法)の心なのです。実は6つの反対命題はすべて、この「大いなる二つの掟」(22:34-40)**から律法をとらえ直した結果でできた**

命題なのです。〈**根源化**〉の根本精神は、「神への愛と人への愛」なのです。ここからすべての律法が根源的にとらえ直されます。「**愛が敵意を超える**」のは当然です。

もう一つの箇所は7章12節です。「**マタ 7:12 だから、人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい。これこそ律法と預言者である。**」
ゴールデンルール
いわゆる「**黄金律**」と呼ばれている箇所です。「人にしてもらいたいと思うこと」これが基準です。

「**律法と預言者**」の精神が、日常的なレベルで言い直されています。律法は本来、人を縛るためのものではなく、自分を生かし、人を生かすためのものなのです。

それでは、第2反対命題です。律法が〈**再確認**〉されます。27節。「**5:27 「あなたがたも聞いているとおり、『姦淫するな』と命じられている。」**再確認されているのは、出エジプト記**20章14節(申5:18)**の「**姦淫してはならない**」という、十戒の第7戒、「姦



淫」(モイケイア)を禁じた絶対的な禁止命令です。「姦淫」(モイケイア)は、特に妻である女性が夫以外の男と性的関係を持つことを指しています。それは不純な性交渉一般を指す「邪淫」や「淫行」(ポルネイア)と区別されます。(女性の皆さんには申し訳ないのですが)妻と子供たちは、当時は、夫の所有物と考えられていましたので、姦淫は、夫の妻に対する権利(所有権)を侵犯する行為だと考えられたのです。関係をもった男——彼が既婚者であれ独身者であれ——も妻も両方が、姦淫の罪を犯したと考えられました。しかし夫の場合は相手が他人の妻でない限り、未婚女性と性的関係を持つことは不道德と考えられてはいましたが、姦淫の罪には問われませんでしたし、同様に相手の(未婚)女性も罪を問われなかったのです——明治時代に制定された大日本国憲法の「姦通罪」によく似ています。しかし罪は所有権の侵害、問題は、それだけなのでしょうか。

主イエスは〈**根源化**〉します。神の思いに立ち戻ります。28節。「**5:28 しかし、わたしは言うておく。みだらな思いで他人の妻を**

見る者はだれでも、既に心の中でその女を犯したのである。」姦淫とは表面的な権利の侵害の問題ではないのです。主イエスは、欲情の対象として他人の妻を見るすべての男が、彼の最も心の奥深いところすでに姦淫を犯す者であると宣言します。もちろん女も同様です。主イエスの言葉は、当時の家父長的な男性中心的な発想の枠内で語られていますが、主イエスの論法でいけば、男も女も両方とも姦淫の罪を犯し得るのです。もちろん主イエスは、自然の性欲とそれに関連する恋愛や思慕の感情を問題視しているのではありません。表面的には姦淫を実行してなくても、姦淫に向かっていく欲情を孕んだ「みだらな」性的欲望を扱っているのです。主イエスの教えは、ここでも、人間の行為の内面的な動機を扱い、律法(法律)の文言では規制することのできない領域に切り込んでいます。肉体的な行為だけではなく、心の意図も同様に、神の前に人を有罪にするのです。

そして〈状況への適用〉です。29－30節。「5:29 もし、右の目があなたをつまづかせるなら、

えぐり出して捨ててしまいなさい。体の一部がなくなっても、全身が地獄に投げ込まれない方がましである。5:30 もし、右の手があなたをつまづかせるなら、切り取って捨ててしまいなさい。体の一部がなくなっても、全身が地獄に落ちない方がましである。」「無理です」「両目と両手そろって地獄に落ちる方がいいです」と言い返したくなります。弟子たちは実際にこの絶対的な水準に達することはないでしょう。主イエスの言葉は「目をえぐり出せ」、「手を切り落とせ」と過激な発言を重ねつつ、罪を生み出す根源を指しています。現実には――可能だとして――罪を犯す身体の一部を切り取って捨て去ったとしても、人の「心」と「思い」は姦淫に向かっていく能力を十分に持っているのです。わたしたちが「目をえぐり出し」ても「手を切り落とし」てもやむ



ことのないそのような違反は、根源的な尺度によってくい止められなければなりません。真実の愛によってしか食い止めることが出来ません。愛は略奪しないのです。

祈りによる深い反芻を経て、神の根源的な「思い」にだとりつく時、人はそこに正義の神であると同時に、愛のないわたしたちの存在を赦し大きく包む神の存在を確認するのです——十字架はその表れです。神の「大きな存在」神の「大きな心」に出会うとき、人は自分の「存在の貧しさ」「心の貧しさ」を知るのです。

そして第3の反対命題です。まず律法の〈再確認〉です。31節。

「5:31 『妻を離縁する者は、離縁状を渡せ』と命じられている。」
実は、離婚を禁じる律法の命令は存在しません。モーセの律法は離婚の正当性を当然のこととしています。主イエスが再確認している律法は、申命記24章1—4節です。その一節を見てみましょう。

「申24:1 人が妻をめとり、その夫となってから、妻に何か恥ずべきことを見いだし、気に入らなくなったときは、離縁状を書いて彼女の手渡し、家を去らせる。」

男本意でなんと理不尽な掟かしら、とお思いかもしれません。すでに申しましたように、当時、妻と子どもは夫の所有物と考えられていましたので、離婚の決定は、厳密には夫の特権であって、夫は法廷に行かなくてもよかったし、公認の証人の前で自分自身で簡単に決断することができたのです。

主イエスの時代における離婚に関する議論の中心は、「どうした場合に離婚が許されるか」という離婚理由に関するものでした。この離婚の理由や根拠をめぐる議論は、ユダヤ教の中の厳格派と自由派では、主張に大きな隔たりがありました。厳格派(シャンマイ派)は、離婚理由を狭くとらえて、妻の不貞行為に限定しました。一方自由派(ヒレル派)は、広く解釈して、妻が食事をしくじっても《恥ずべき事》であって離婚の理由になり、妻より美しい女性が現れて



妻が《気に入らなくなった》なら、それでも離婚できると主張しました。結局、夫の胸先三寸で決められ、妻に離縁状を渡して、それで終わりと言うわけです。

主イエスはこれを根本から問い直します。つまり〈**根源化**〉します。32節。「**しかし、わたしは言うておく。不法な結婚でもないのに妻を離縁する者はだれでも、その女に姦通の罪を犯させることになる。離縁された女を妻にする者も、姦通の罪を犯すことになる。**」これを「離婚の絶対的禁止」と理解するのは間違いです。離婚が必要な場合もあるのです。「**不法な結婚**」といわれている場合はその一つでしょう。主イエスは、利己的な都合で出された離縁状の無効を宣言しているのです。主イエスの主眼は、「離婚の絶対的禁止」というもう一つの律法を提出

することにはありません。主イエスは、離婚の法的正当性の主張に隠れている根本的な動機に向かって、根源化します。主イエスの主張は、第2反対命題のテーマとなった「姦淫」を禁じた律法の命令の継続的な有効性を背景に展開します。「**不法な結婚でもないのに妻を離縁する**」場合、夫は離縁状を書いて事は終了したと思っていても、利己的な都合で出された離縁状など無効なのだ。それで離婚が成立しているとは認められるものではない。離婚が認められていないのであれば、婚姻状態が継続していることになる。その状態で再婚すれば、離縁された妻も、その妻と結婚した男も、ともに姦淫を犯すことになる。主イエスは、律法を盾にして離婚の合法性を標榜する主張を退けます。

主イエスは、「離婚の絶対的禁止」などを主張しているのではなく、離婚を切り出す人間が、そもそも離婚が何であるのかを分かっていない、裏を返せば、そもそも結婚というものが何なのか分かっていない、と言いたいのです。主イエスは、結婚を根本的なところから問い直してるのです。しかし



主イエスは、この反対命題では〈**状況への適用**〉を語りません。もう少し主の言葉が欲しいところです。実は、結婚および離婚に関して主イエスは、マタイ福音書 19 章 3－9 節でこう語ります。マタ 19:3 ファリサイ派の人々が近寄り、イエスを試そうとして、「何か理由があれば、夫が妻を離縁することは、律法に適っているでしょうか」と言った。19:4 イエスはお答えになった。「あなたたちは読んだことがないのか。創造主は初めから人を男と女とにお造りになった。」19:5 そして、こうも言われた。「それゆえ、人は父母を離れてその妻と結ばれ、二人は一体となる。19:6 だから、二人はもはや別々ではなく、一体である。従って、神が結び合わせてくださったものを、人は離してはならない。」19:7 すると、彼らはイエスに言った。「では、なぜモー

セは、離縁状を渡して離縁するように命じたのですか。」19:8 イエスは言われた。「あなたたちの心が頑固なので、モーセは妻を離縁することを許したのであって、初めからそうだったわけではない。19:9 言うておくが、不法な結婚でもないのに妻を離縁して、他の女を妻にする者は、姦通の罪を犯すことになる。」

結婚と家族は律法によって規定された契約的協定ではなく、神の創造自体の構造の一部であり、神から人類への賜物であり、それゆえ本来、人間の思いのままに処分できるものではないのです。6つの反対命題のうち、この離婚に関する命題は最も頻繁に律法主義的に解釈されてきました。カトリックはその代表です。主イエスは「離婚を絶対的に禁止し、再婚を否定している。」違います。そのような解釈は山上の説教における主イエスの教えの性質と、教えと律法との関係を誤解しています。主イエスは、6つの反対命題によって、6つの新しい律法を提案しているのではないのです。主イエスは律法の根本精神、神の思いに立ち返るのです。主イエスは結婚と家族



関係を成り立たせている根本に、人と人との愛と同時に、神への愛と、神からの愛と、神の配慮を見るのです。ひとたび婚姻関係を失ったとしても、それが必要であれば、再びそれを得ることが出来ます。その時、神の配慮への信頼と



感謝の上に、家族関係は立ち上がるのです。家族関係において自分は完全だと

言える者は一人もいません。真摯な祈りが深まるとき、自らの至らなさを告白しない者はいないので。祈りは、深い反芻を通して、神の根源的な「思い」に人を導きます。神は人を家族と生きる者とされました。その神は放蕩息子の帰りを待ちわびる父親——家族を形成する一員——にたとえられる神なのです。家族の愛をご存じなのです。人はそこに、正義の神であると同時に、わたしたちの存在を赦し大きく包む神の存在を知るので——十字架はその表れです。神の「大きな存在」神の「大きな心」に出会うとき、人は自分の「存在の貧しさ」「心の貧しさ」を知るのです。そしてその貧しさ

は、即、豊かさなのです。その貧しさは、即、幸いなのです。「心の貧しい人々は、幸いである、天の国はその人たちのものである」と言われたのは主イエスご自身だったではありませんか。ここでは〈**状況的な適用**〉は読者に委ねられています。語られていません。わたしたちは、主イエスによって宣言された神の思い(意志)の根源的な要求を創造的に肯定し生きることを求められているのです。神の思いを確信したら、「さああなたらしく」生きなさい、それが主イエスのメッセージです。

主の言葉を、祈りのうちに受けとめましょう。祈りは、わたしたちを神の心(思い)へと導きます。そこに神の愛の裏付けを得て、祈りは人を行動へと導きます。神の恵みが行動を支えます。豊かさは神の恵みからやってきます。神の恵みによって新しい1週間を歩み出しましょう。与えられる恵みによって、わたしたちが益々神の恵みを証しする者となりますように。

祈ります。

2020.3.1 日本基督教団千歳丘教会礼拝